

日進市資源ごみ回収補助金 申請の手引き

日進市役所 環境課 資源循環担当
電話 (0561) 73-2883 (直)
E-mail kankyo@city.nisshin.lg.jp

<check!>

本補助金については、
日進市ホームページにて
最新情報を更新しています。





目次

1.はじめに	．．．．．3
2.団体登録・変更の手続き	．．．．．4
3.補助金制度について	．．．．．5
4.補助金の申請について（重量・回数補助）	．．．．．6
5.年間の申請イメージ・その他	．．．．．7



1

はじめに

1.はじめに

2.団体登録・変更の手続き

3.補助金制度について

4.補助金の申請について

5.年間の申請イメージ・その他

1.「日進市資源ごみ回収補助金」とは？

日常生活で出るごみの中から資源として活かせるものを回収し、リサイクルを進めるため、地域の親睦・交流を深める活動に取り組む団体へ補助金を交付し、その活動を支援する制度です。

2.補助金の交付対象となる団体

日進市内に活動拠点を有している自治会、子ども会、PTA、老人クラブ、保育園・幼稚園保護者の会等の営利を目的としない団体で、資源の回収を定期的に行っている団体が対象です。

はじめて申請をするときは環境課で団体登録手続きが必要です。団体登録の手続きをする際に必要な書類は、4ページをご参照ください。



2

団体登録・変更の手続き

1.はじめに

2.団体登録・変更の手続き

3.補助金制度について

4.補助金の申請について

5.年間の申請イメージ・その他

1.団体登録 ※既に補助金交付を受けたことがある団体は提出不要。

補助金の交付を受けようとする団体は、事業実施前に以下の書類を環境課に提出してください。

- ①「資源ごみ回収推進団体登録申請書(第1号様式)」
- ②団体の規約等の写しまたは団体の目的を示した書類等

【留意事項】

- ・回収対象地区には、回覧板等を利用し回収を行う旨を周知してください。
- ・回収日は同じ地区の他の団体と重ならないよう、できる限り調整してください。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

資源ごみ回収推進団体登録申請書

日 津 市 長 宛て

登録番号 _____
 団 体 名 _____
 住 所 _____
 代表者氏名 _____

日津市内において、資源ごみ回収を実施したいので、日津市資源ごみ回収推進に関する補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 団 体 名 _____
 2. 住 所 _____
 3. 代表者氏名 _____
 4. 電話番号 _____
 5. 施設名称 _____
 6. 団体の目的(活動内容) _____
 7. 主な管理担当者の氏名 _____
 8. 団体の管理担当の氏名(住所) _____
 9. 団体の住所 _____

2.団体の登録内容変更

登録情報の中で、以下の変更があった場合は、「資源ごみ回収推進団体登録事項変更届(第2号様式)」を環境課に提出してください。

- ①団体名、住所、代表者氏名又は電話番号の変更
- ②資源ごみ回収の休止又は廃止
- ③その他重要と思われる変更

※口座情報の変更の場合、変更届は提出不要。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

資源ごみ回収推進団体登録事項変更届

日 津 市 長 宛て

登録番号 _____
 団 体 名 _____
 住 所 _____
 代表者氏名 _____

資源ごみ回収推進団体登録事項について、下記のとおり変更があるため、日津市資源ごみ回収推進に関する補助金要綱第5条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 団 体 名 _____
 2. 住 所 _____
 3. 代表者氏名 _____
 4. 電話番号 _____
 5. 施設名称(休止・廃止) _____
 6. 本 部 門 _____

電子申請でも申請可能⇒





3

補助金制度 について

1.はじめに

2.団体登録・変更の手続き

3.補助金制度について

4.補助金の申請について

5.年間の申請イメージ・その他

1.補助金制度について

補助金は、①**重量補助**と②**回数補助**の2種類です。

①重量補助

資源の回収量に応じて1kgあたり6円または10円を支給します。

※1団体につき1年度あたり60万円が上限

種類	補助単価
新聞	6円/kg
古布	6円/kg
段ボール	6円/kg
雑誌	6円/kg
紙パック	10円/kg

仕切書に記載の
“正味重量”が回収量です。

②回数補助

1年度あたり月1回以上（年12回以上）回収を行った団体には、18,000円を支給します。

例)

月	回数	月	回数
4月	<u>1回</u>	10月	<u>1回</u>
5月	<u>1回</u>	11月	<u>1回</u>
6月	<u>1回</u>	12月	<u>1回</u>
7月	<u>1回</u>	1月	<u>1回</u>
8月	<u>1回</u>	2月	<u>1回</u>
9月	<u>1回</u>	3月	<u>1回</u>

計：12回

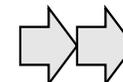
【注意（留意）事項】

- ・アルミ缶・スチール缶・シュレッダー古紙等は補助金の対象外。
- ・資源は家庭から出るものが補助対象。
※常設の回収施設や店舗等から出る事業系の資源は補助金の対象外（小中学校含む）。
- ・古紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック）、古布はできる限り全品目回収すること。

<check ! >

これまで重量補助と回数補助は別々の様式でしたが、
1つの様式でどちらの申請も可能となりました。

次ページ
補助金の申請方法





4

補助金の申請について

1.はじめに

2.団体登録・変更の手続き

3.補助金制度について

4.補助金の申請について

5.年間の申請イメージ・その他

1.補助金申請のタイミング

①後期（3月に申請）と②前期（10月に申請）の2回です。

①後期申請

重量補助（10月から翌年3月 回収分）と
回数補助（4月から翌年3月 回収分 ※1年度分）の申請です。

★申請期間：3月23日から31日まで ※土日祝除く（電子申請は可）



電子申請(後期)



年間回収予定

②前期申請

重量補助（4月から9月回収分）の申請です。

★申請期間：10月1日から10日まで ※土日祝除く（電子申請は可）



電子申請(前期)

2.補助金の申請方法

①電子申請と②窓口申請（紙）のどちらかで申請してください。

①電子申請

日進市ホームページまたは上記二次元コードから申請

②窓口申請（以下、必要な書類）

- ・「補助金交付申請書兼請求書（重量・回数補助）」
- ・仕切書（計量書）または計量証明書の原本
- ・振込先の金融機関及び口座番号・名義が分かるもの

※申請書兼請求書の“振込先”を必ずご記載ください（全団体対象）。

【留意事項（電子・窓口申請共通）】

- ・4月中を目途に、次年度の「年間回収予定表（回収場所の地図等含む）」をご提出ください。
- ・補助金を申請してから振込までの間に通帳の名義の書換えを行ってしまうと、補助金の振込みができなくなりますのでご注意ください。

【留意事項（電子申請）】

- ・収集量の入力欄には、品目ごとの合計重量をそれぞれ入力してください。
- ・仕切書はデータ（PDF, JPEG可）でアップロードしてください（情報が鮮明でない場合は再度データ提出をお願いする場合があります）。
- ・申請内容の控えが必要な場合は、申請後にPDFをダウンロードできます。



年間の申請
イメージ・その他

- 1.はじめに
- 2.団体登録・変更の手続き
- 3.補助金制度について
- 4.補助金の申請について
- 5.年間の申請イメージ・その他

1.年間の申請イメージ

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
日進市 環境課	①後期申請 案内送付		後期補助金 振込・ 交付決定 通知書送付					②前期申請 案内送付	前期補助金 振込・ 交付決定 通知書送付			
資源 回収団体	→		後期 補助金 申請	次年度の 年間回収予 定提出	<前期 回収期間>				前期 補助金 申請	<後期 回収期間>		

①後期申請

重量補助（10月から翌年3月 回収分）と
回数補助（4月から翌年3月 回収分 ※1年度分）の申請です。

★申請期間：3月23日から31日まで ※土日祝除く（電子申請は可）



電子申請(後期)



年間回収予定

②前期申請

重量補助（4月から9月回収分）の申請です。

★申請期間：10月1日から10日まで ※土日祝除く（電子申請は可）



電子申請(前期)

【留意事項：後期の資源回収日程について】

後期の申請期限は3月31日までとなりますが、申請に必要な仕切書又は計量証明書の原本については、資源引取事業者から発行・お手元に届くまでに最長1週間程度かかる可能性があるため、3月分の資源回収の実施日については、3月中旬までに実施いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

例：令和8年3月25日(水)回収実施 ⇒ 4月1日(水)仕切書受取 ⇒申請期限を過ぎてしまう×
令和8年3月16日(月)回収実施 ⇒ 3月23日(月)仕切書受取 ⇒申請期限まで余裕がある○

2.その他（自然災害による回収中止の証明書（業者都合））

回数補助は月1回以上の資源回収を行うことが条件となっておりますが、自然災害（台風、大雨、積雪等）により、予定していた資源回収業務をやむを得ず実施できなかった場合は、補助金申請書の提出時に証明書を市役所環境課へ提出してください。

<提出書類>

資源団体回収中止にかかる証明書

※必ず資源回収業者に押印してもらってください。